

大谷學報

第六十卷 第四号

昭和五十六年一月三十日発行

吉藏の一諦義	三桐 慈海	(1)
親鸞の袈裟觀	大門 照忍	(11)
鳳潭の『扶桑續入總目錄』について	高橋 正隆	(25)
『今昔物語集』の悪人往生説話	石橋 義秀	(38)
梁代貴族佛教の一面	大内 文雄	(50)
『皇太子聖德奉讚』惠空書写本考	本井 信雄	(65)
〈書評〉		
有田静昭著『子規歌論の発展と繼承』	吉江 久彌	(76)
大谷学会研究発表会要旨		
彙報	(80)	(100)
博士学位論文審査要旨		
(1)		

大 谷 大 學
大 谷 學 會

大谷学報 第六十卷 第二号

大谷学報 第六十卷 第三号

天台智顗における

大乗戒の組織と止觀……………福島 光哉

ホラーティウス『叙情詩集』

卷四第一歌の解釈（I）……………水野 有庸

還元の問題……………暁鳥 哲夫

「情操」という用語の起源と

定着過程についての考察……………佐々木正昭

——明治期心理学史を中心にして——

昭和五十四年度 特別研究員研究発表要旨

新刊紹介

本学女子学生の体育実技種目に

対する嗜好性の変化……………中桐 伸吾

——評定尺度法と一対比較法による比較から——

柘枝仙媛伝承の原像……………堅田 修

中觀説における「絶対否定の中道」……………小川 一秉

——月称における空性の問題——

ゲーテ研究 インド文学の受容と

対象的詩作（I）……………友田 孝興

回向論序説……………江上 浄信

ホラーティウス『叙情詩集』

卷四第二歌の解釈（II）……………水野 有庸

春季公開講演会要旨

書評・新刊紹介

概念学習の仮説検証モデル……………藤田 昭彦

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
(BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES))

CONTENTS

Articles :

- Chi-tsang's Doctrine
of the Two Aspects of Truth *Jikai Mitsugiri* (1)
- Shinran's View of the *Kṣāya*
(Buddhist Surplice) *Shōnin Daimon* (11)
- Hōtan's Tripitaka Catalogue *Fusō-zoku-*
nyū-mokuroku *Masataka Takahashi* (25)
- Tales of Evil Men's Birth in the Pure Land
in the *Konjaku Monogatari-shū* *Gishū Ishibashi* (38)
-
- One Aspect of Buddhist Faith
among the Aristocracy during the Liang Era *Fumio Ōuchi* (50)
- Ekū's Copy of Shinran Shōnin's *Hymns*
in Praise of Prince *Shōtoku* *Nobuo Motoi* (65)

Miscellaneous

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

会務を統理する。

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学、その他の学術研究と発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要な事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文

学部並びに短期大学部のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたもの

は、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長

二、委員

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

4、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大

谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができ

る。

第九条 会員の会費は年額金四千円とする。但し、学生会員は三千円とする。

第一〇条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

3、本会の事務は、教務課の所管とする。

第一二条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十五年

四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

大谷学会役員

委員 岩見 至 大屋 憲一
柏原 祐泉 高橋 憲昭
内藤 史朗 名畑 崇
広瀬 英一 細川 行信
箕浦 恵了 山本 唯一

昭和五十六年一月三十日発行

大谷学会

編集兼 訓 瞞 雄

発行者 翠 瞞 雄

印刷者 西村七兵衛

京都市北区小山上総町
大谷大学内

発行所 大谷学会

電話(075)432-1313番
振替京都一八三九三番
便番号六〇三一代